
大学・大学院における教員養成
推進プログラム（教員養成GP）

Q & A

平成17年5月

文部科学省高等教育局
専門教育課教員養成企画室

【目次】

1．基本的事項

Q 1 - 1 「大学・大学院における教員養成推進プログラム」の目的は何か。	1
--	---

2．公募要件

Q 2 - 1 公募の対象となる大学はどこか。	1
Q 2 - 2 幼稚園や高等学校の教員免許課程の教員養成プログラムは対象となるのか。	1
Q 2 - 3 栄養教諭や養護教諭の養成に係る教育プロジェクトの申請は可能か。	1
Q 2 - 4 文部科学省が実施する他のプログラムにも申請してよいか。	1
Q 2 - 5 国立大学法人において運営費交付金（特別教育研究経費）により実施している事業について、経費措置を受けることは可能か。	1
Q 2 - 6 大学以外の機関・団体等と連携・協力した取組を申請することは可能か。	1
Q 2 - 7 単独申請、共同申請の申請可能件数について教えてください。	2
Q 2 - 8 実施期間は2年以内ということだが、必ず2年で終わるものでなければならないのか、それとも例えばカリキュラムの改正なども伴った場合4年間かかったとしてその内の2年間を対象とする教育プロジェクトでも申請できるのか。	2
Q 2 - 9 申請する取組は、公募要領の「教育プロジェクトの選定に当たっての観点」に記載されている内容を満たした取組でなければならないのか。	2
Q 2 - 10 教員免許状の種類によって応募の可否があるのか。	2
Q 2 - 11 課程認定を受けている全ての学科を申請対象としなければならないのか。	2
Q 2 - 12 通信教育部の取組も対象となるのか。	2
Q 2 - 13 全くの新規の取組で申請することは可能か。	2
Q 2 - 14 教員養成に係る教育プロジェクトを以前実施していたが現在中断しており、この申請を機に再開し、今後に向けてさらに発展させたいと計画している取組も申請できるのか。	2
Q 2 - 15 現職教員の再教育に関する取組についての申請も可能か。	2
Q 2 - 16 同一人物が2つ以上の申請に係る申請担当者となることはできるのか。	3
Q 2 - 17 他大学との再編・統合が決まっている大学からの申請は、どのようになるのか。 ...	3
Q 2 - 18 「共同教育プロジェクト」とは、同一法人内の大学・短期大学の取組であっても差し支えないか。	3

- Q 2 - 1 9 複数の大学・短期大学の学長を同一人物が兼任している場合、大学数をどのように数えるか。3
- Q 2 - 2 0 同一敷地内に大学と併設の短期大学が設置され、同一のテーマで取組を行う場合、これを1件の申請とするべきかどうか。3
- Q 2 - 2 1 同一法人の複数の大学から申請する場合、法人の長からまとめて申請してもよいか。3

3 . 審査・評価

- Q 3 - 1 採択件数は何件なのか。3
- Q 3 - 2 審査はどこで行われるのか。3
- Q 3 - 3 審査はどのような手順で行われるのか。3
- Q 3 - 4 短期大学が大学と同じ部会で審査されるのは、不利になるのではないかと。4
- Q 3 - 5 選定件数は、国公私それぞれどのくらいの割合になるのか。また、大学と短期大学の選定件数の割合はどうか。4
- Q 3 - 6 公募要領には「選定に当たっては、義務教育諸学校に係る教員免許状取得者実数、教員就職者数を考慮する」となっているが、どのような取扱いとなるのか。4
- Q 3 - 7 公募要領には「選定に当たっては、義務教育諸学校に係る教員免許状取得者実数、教員就職者数を考慮する」となっているが、大学院の取組で申請する場合、学部の実績は一切考慮されないのか。4
- Q 3 - 8 評価委員の氏名は公表されるのか。4
- Q 3 - 9 選定の過程において、面接審査等は全ての申請された教育プロジェクトで実施されるのか。4
- Q 3 - 1 0 審査の経過は公表しないとのことだが、選定された理由や選定されなかった理由を知ることはできないか。4

4 . 申請書等

- Q 4 - 1 誰から申請書を提出するのか。5
- Q 4 - 2 複数の大学等での取組を申請する場合、誰から申請書を提出するのか。5
- Q 4 - 3 申請書に添付する、教育プロジェクトに関する意見書について教えてください。5
- Q 4 - 4 申請書に添付する、教育プロジェクトに関する意見書は、1部か、それとも30部か。5

- Q 4 - 5 教育委員会や学校（附属学校及び併設校を除く）等から提出された当該教育プロジェクトに関する意見書には、指定された様式があるのか。5
- Q 4 - 6 教育委員会や学校（附属学校及び併設校を除く）等から提出された当該教育プロジェクトに関する意見書は、連携の協定書でも可能か。5
- Q 4 - 7 「教員免許状取得者実数」の欄には、平成16年3月卒業者が平成16年3月までに取得した者の数とあるが、同年9月卒業者の実績を含めていいのか。5
- Q 4 - 8 幼稚園又は高等学校の教員免許状取得者数は教員免許状取得者実数としてカウントできるのか。5
- Q 4 - 9 文字の大きさは任意か。6
- Q 4 - 10 申請に当たって図表等を利用することは可能か。6
- Q 4 - 11 図表を用いた場合でも文字は11ポイントとするべきか。6
- Q 4 - 12 様式の改変はできないのか。6
- Q 4 - 13 申請書はカラー印刷を行ってもよいのか。6
- Q 4 - 14 （様式2）で記載する以外に参考資料は添付できないのか6
- Q 4 - 15 複数の大学・短期大学が共同で行う取組の申請について、主となる1つの大学と、事務局が異なってもかまわないのか。6
- Q 4 - 16 申請担当者は1名のみ記載すべきか。6
- Q 4 - 17 申請担当者が副学長の場合、所属部局はどうするか。6
- Q 4 - 18 様式1-1、様式1-2の「大学・大学院・短期大学の規模」について、規模の大きな大学についても本様式の範囲内で記入する必要はあるのか（別紙に記入することは可能か）6
- Q 4 - 19 複数の大学で申請する場合は様式1-1を、単独で申請する場合は様式1-2を省くことは可能か。その際、ページ番号も詰めて構わないか。7
- Q 4 - 20 様式2は、例えば、1つの項目を0.5ページ分記入し、残りの0.5ページ分を他の項目にまわして記入することは可能か。7
- Q 4 - 21 「教育プロジェクト名称」の副題に字数制限はあるか。7
- Q 4 - 22 申請書の製本の方法について教えてください。7
- Q 4 - 23 様式3「3 事業に係る経費」はどのように記載したらよいのか。7
- Q 4 - 24 申請書を郵送する場合、提出期限の消印があればよいのか。7
- Q 4 - 25 申請書を提出した後、不備が見付かった場合に差し替えをしたいが可能か。7

Q 4 - 2 6 大学の事情等により、申請書を提出した後、申請を取り下げることは可能か。7

5 . 面接審査等

Q 5 - 1 面接審査等の連絡は、どのように行われるのか。8

Q 5 - 2 面接審査等の出席者の指定はあるのか。説明資料はどのようなものを使用することが可能か。8

6 . その他

Q 6 - 1 申請締切後、「教育プロジェクト名称」も公表されるのか。8

Q 6 - 2 補助金交付上限額（補助金基準額）は、1年ごとか、2年間まとめた金額か。8

Q 6 - 3 「事業の上限額（補助事業経費上限額）」と「補助金交付上限額（補助金基準額）」について教えてください。8

Q 6 - 4 選定された取組が、他のプログラム又は他の補助金等により補助を受ける場合でも、本補助金から財政支援を受けることは可能か。8

Q 6 - 5 選定された取組の実施期間中に、当初（申請時に）予定していなかった組織改編等を行った場合、補助金の受給は継続されるのか。8

1 . 基本的事項

Q 1 - 1 「大学・大学院における教員養成推進プログラム」の目的は何か。

A . 「大学・大学院における教員養成推進プログラム【通称：教員養成 G P (Good Practice)】」は、大学・大学院修士課程を中心とした義務教育段階の教員養成機関における、資質の高い教員を養成するための教育内容・方法の開発・充実等を行う特色ある優れた教育プロジェクトについて、国公立大学を通じた競争的な環境の中で選定し、重点的な財政支援を行うことにより、高度な専門性と実践的指導力を兼ね備えた教員の養成及び現職教員の再教育の一層の充実を図ることを目的としています。

2 . 公募要件

Q 2 - 1 公募の対象となる大学はどこか。

A . 本プログラムは、義務教育段階の教員養成プロジェクトを選定するものであるため、義務教育諸学校の教員免許課程の認定を受けている国公立の大学(大学院を含む)又は短期大学(以下「大学」という。)を対象とします。

Q 2 - 2 幼稚園や高等学校の教員免許課程の教員養成プログラムは対象となるのか。

A . 本プログラムは、あくまでも義務教育段階の取組を対象としています。幼稚園や高等学校の教員免許課程も関連する取組であれば、義務教育段階の取組とそれ以外の段階の取組について明確に切り分けされれば、差し支えありません。

Q 2 - 3 栄養教諭や養護教諭の養成に係る教育プロジェクトの申請は可能か。

A . 差し支えありません。

Q 2 - 4 文部科学省が実施する他のプログラムにも申請してもよいか。

A . 選定された教育プロジェクトが、文部科学省が実施する他のプログラム又は他の補助金等により経費措置(以下「他の経費措置」という。)を受けている場合は、重複補助を避けるため、本プログラムとして経費措置を受けることはできません。

教育プロジェクトを申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した上で、事業内容及び資金計画を作成してください。

Q 2 - 5 国立大学法人において運営費交付金(特別教育研究経費)により実施している事業について、経費措置を受けることは可能か。

A . 経費措置を受けることはできませんので十分留意してください。

Q 2 - 6 大学以外の機関・団体等と連携・協力した取組を申請することは可能か。

A . 可能ですが、本プログラムは大学及び短期大学を対象としているため、申請の名義は大学又は短期大学となります。(例えば、地域の国公立の義務教育諸学校、教育委員会(教育センター等を含む)及び教育関係機関等と連携・協力して実施することが考えられます。こうした大学以外との連携・協力関係があることをもって共同教育プロジェクトとして区分されるものではありません。)なお、その場合の補助金の対象はプログラムを実施する大学に係る経費に限定

されます。

Q 2 - 7 単独申請、共同申請の申請可能件数について教えてください。

A . 各大学における教育プロジェクトの申請可能件数は、単独教育プロジェクトとして1件、共同教育プロジェクトは、主となる大学（申請担当大学）として1件の合計2件までとします。なお、共同教育プロジェクトに申請担当大学以外で参画する場合は、申請可能件数には含みませんが、他の教育プロジェクトとの重複による事業の実現可能性に留意してください。

Q 2 - 8 実施期間は2年以内ということだが、必ず2年で終わるものでなければならぬのか、それとも例えばカリキュラムの改正なども伴った場合4年間かかったとしてその内の2年間を対象とする教育プロジェクトでも申請できるのか。

A . 申請対象の教育プロジェクトを補助対象期間以降、充実・発展することは差し支えありません。しかし補助対象の2年以内で一定の成果が出ることが必要となります。

Q 2 - 9 申請する取組は、公募要領の「教育プロジェクトの選定に当たっての観点」に記載されている内容を満たした取組でなければならぬのか。

A . 公募要領に記載されている観点については、十分踏まえた上で、他にない特色ある取組を申請してください。

Q 2 - 10 教員免許状の種類によって応募の可否があるのか。

A . 義務教育段階に係る教員免許状であれば、1種、2種、専修のいずれも可能です。

Q 2 - 11 課程認定を受けている全ての学科を申請対象としなければならないのか。

A . 学部の中の特定の学科等が対象でも結構です。
また、学部内の一部の学科のみ義務教育諸学校の教員免許課程の認定を受けている場合でも、大学としての申請になります。

Q 2 - 12 通信教育部の取組も対象となるのか。

A . 対象となります。

Q 2 - 13 全くの新規の取組で申請することは可能か。

A . 差し支えありません。

Q 2 - 14 教員養成に係る教育プロジェクトを以前実施していたが現在中断しており、この申請を機に再開し、今後に向けてさらに発展させたいと計画している取組も申請できるのか。

A . 差し支えありません。

Q 2 - 15 現職教員の再教育に関する取組についての申請も可能か。

A . 差し支えありません。

Q 2 - 1 6 同一人物が2つ以上の申請に係る申請担当者となることはできるのか。

A . 同一人物が2つ以上の申請に係る申請担当者となることはできません。

Q 2 - 1 7 他大学との再編・統合が決まっている大学からの申請は、どのようになるのか。

A . 現在設置されている大学であれば、将来的に他大学との再編・統合が決まっている大学であっても、それぞれの大学・短期大学から申請できます。

Q 2 - 1 8 「共同教育プロジェクト」とは、同一法人内の大学・短期大学の取組であっても差し支えないか。

A . 差し支えありません。

Q 2 - 1 9 複数の大学・短期大学の学長を同一人物が兼任している場合、大学数をどのように数えるか。

A . それぞれ1大学として数えます。

Q 2 - 2 0 同一敷地内に大学と併設の短期大学が設置され、同一のテーマで取組を行う場合、これを1件の申請とするべきかどうか。

A . 共同で実施するものは、共同教育プロジェクトとして申請していただき、それぞれが独立して実施するものは、それぞれの大学・短期大学から単独教育プロジェクトとして申請してください。

Q 2 - 2 1 同一法人の複数の大学から申請する場合、法人の長からまとめて申請してもよいのか。

A . 同一法人の複数の大学から申請する場合も、それぞれの大学の学長から申請してください。

3 . 審査・評価

Q 3 - 1 採択件数は何件なのか。

A . 30件程度を目安としています。

Q 3 - 2 審査はどこで行われるのか。

A . 大学等から申請された取組については、専門家や有識者等により構成される「大学・大学院における教員養成推進プログラム選定委員会」において公正に審査を行い、本プログラムの趣旨・目的に沿った特に優れた教育プロジェクト（取組）を選定することとなります。

Q 3 - 3 審査はどのような手順で行われるのか。

A . 本プログラムの審査は、以下の手順で行われます。
(審査要項1ページを参照のこと)

「大学・大学院における教員養成推進プログラム」選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、公募要領、申請書（様式）、審査要項、審査基準等を定める。

選定委員会の下に申請された教育プロジェクトについて評価をする評価委員を置く。評価委員は、審査の客観性を担保するために、申請された教育プロジェクトについて、評価を行う。

選定委員会は、評価委員による教育プロジェクトの評価を参考の上、合議審査により、選定する教育プロジェクトの決定を行う。

なお、選定委員会の判断により、面接審査（ヒアリング）などを実施する場合があります。

Q 3 - 4 短期大学が大学と同じ部会で審査されるのは、不利になるのではないかと。

A . 審査においては、本プログラムの趣旨・目的に照らし、大学又は短期大学としてそれぞれ優れた取組かどうかを審査するため、短期大学の取組が大学と比べて不利になるということはありません。

Q 3 - 5 選定件数は、国公私それぞれどのくらいの割合になるのか。また、大学と短期大学の選定件数の割合はどうか。

A . 選定件数は、全体として30件程度としていますが、申請の状況等により調整を行うことがあります。また、審査・選定ともに、国公私を通じて行われるため、その割合を決めて選定するものではありません（国公私毎に選考するものではありません）。
また、大学と短期大学の選定数の割合についても同様です。

Q 3 - 6 公募要領には「選定に当たっては、義務教育諸学校に係る教員免許状取得者実数、教員就職者数を考慮する」となっているが、どのような取扱いとなるのか。

A . 教員免許状取得者数や教員採用者数は、学部等の規模などにもよりますが、一定数以上の実績があることを選定に当たって考慮します。

Q 3 - 7 公募要領には「選定に当たっては、義務教育諸学校に係る教員免許状取得者実数、教員就職者数を考慮する」となっているが、大学院の取組で申請する場合、学部の実績は一切考慮されないのか。

A . あくまで参考として、学部の実績を申請書に記載することは特に問題ありません。

Q 3 - 8 評価委員の氏名は公表されるのか。

A . 評価委員の氏名等は公表しません。

Q 3 - 9 選定の過程において、面接審査等は全ての申請された教育プロジェクトで実施されるのか。

A . 審査の過程で、申請書をもとに質疑応答を中心とした面接審査等が行われる場合があります。面接審査等の対象となった大学には、その旨の案内を事務担当者に連絡することとします。
なお、面接審査等の対象大学となることが選定条件ではないため、面接審査等の対象とならないからといって選定されないことが決定するものではありません。

Q 3 - 10 審査の経過は公表しないとのことだが、選定された理由や選定されなかった理由を知ることはできないか。

A．選定された理由及び選定されなかった理由については、申請していただいた各大学等の長あてに個別に通知する予定です。

なお、選定された取組については、文部科学省のホームページ等で公表する予定です。

4．申請書等

Q 4 - 1 誰から申請書を提出するのか。

A．各大学等の長から申請していただきます。詳細については、公募要領を参照してください。

Q 4 - 2 複数の大学等での取組を申請する場合、誰から申請書を提出するのか。

A．主となる大学等の長が代表して申請してください。この場合、取組担当者及び事務担当者は、主となる大学等の教職員でなければなりません。

Q 4 - 3 申請書に添付する、教育プロジェクトに関する意見書について教えてください。

A．申請書には、教育委員会や学校（附属学校及び併設校を除く）等から提出された当該教育プロジェクトに関する意見書（当該教育プロジェクトに対する評価をはじめ、必要に応じ、当該プロジェクトに関する大学との連携・協力の在り方などが具体的に分かるもの）を添付してください。

Q 4 - 4 申請書に添付する、教育プロジェクトに関する意見書は、1部か、それとも30部か。

A．申請書に添付する、教育プロジェクトに関する意見書は、申請書30部それぞれに添付してください。（コピー可）

Q 4 - 5 教育委員会や学校（附属学校及び併設校を除く）等から提出された当該教育プロジェクトに関する意見書には、指定された様式があるのか。

A．指定された様式はありません。

Q 4 - 6 教育委員会や学校（附属学校及び併設校を除く）等から提出された当該教育プロジェクトに関する意見書は、連携の協定書でも可能か。

A．協定書ではなく、今回申請するプロジェクトに関しての意見書を提出してください。

Q 4 - 7 「教員免許状取得者実数」の欄には、平成16年3月卒業者が平成16年3月までに取得した者の数とあるが、同年9月卒業者の実績を含めていいのか。

A．含められません。

Q 4 - 8 幼稚園又は高等学校の教員免許状取得者数は教員免許状取得者実数としてカウントできるのか。

A．できません。ただし、同時に小学校又は中学校の免許状を取得していればカウントできます。

Q 4 - 9 文字の大きさは任意か。

A . 申請書は、原則として、以下の書式に合わせて作成してください。(申請書作成・記入要領参照。)

判の大きさ : A 4 判縦型	1 ページ当たり行数 : 4 0 行
文字の大きさ : 1 1 ポイント	文字方向 : 横書き
1 行当たり文字数 : 4 0 字	フォント : ゴシック体

Q 4 - 1 0 申請に当たって図表等を利用することは可能か。

A . (様式 2) については、枚数制限の範囲内で図表や写真等を適宜組み入れても構いません。

Q 4 - 1 1 図表を用いた場合でも文字は 1 1 ポイントとするべきか。

A . 図表中の文字の大きさの制限は特にありませんが、見やすさを考慮してください。

Q 4 - 1 2 様式の改変はできないのか。

A . 指定した様式で記載してください。例えば、項目の順番を入れ替える等は認められません。(様式 2) は、5 つの項目について、合計で 8 ページ以内で記述してください。

Q 4 - 1 3 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。

A . 差し支えありません。

Q 4 - 1 4 (様式 2) で記載する以外に参考資料等は添付できないのか。

A . 参考資料は添付しないでください。添付されても審査の対象となる資料からは除外します。

Q 4 - 1 5 複数の大学・短期大学が共同で行う取組の申請について、主となる 1 つの大学と、事務局が異なってもかまわないのか。

A . このような取扱いは認められません。この場合、申請担当者及び事務担当者は、主となる大学等の教職員でなければなりません。

Q 4 - 1 6 申請担当者は 1 名のみ記載すべきか。

A . 申請書に記載する申請担当者とは、その取組を実施するに当たっての責任者となりますので、1 名に限ります。

Q 4 - 1 7 申請担当者が副学長の場合、所属部局はどうするか。

A . 副学長と記載するか、所属学部等を記載するかは大学の御判断でお願いします。

Q 4 - 1 8 様式 1 - 1、様式 1 - 2 の「大学・大学院・短期大学の規模」について、規模の大きな大学についても本様式の範囲内で記入する必要はあるのか(別紙に記入することは可能か)。

A . 様式 1 - 1、様式 1 - 2 は、複数ページにまたがっても構いません。また、別紙にまとめて

記入することも構いません。

Q 4 - 1 9 複数の大学で申請する場合は様式 1 - 1 を、単独で申請する場合は様式 1 - 2 を省くことは可能か。その際、ページ番号も詰めて構わないか。

A . 省略してください。ページ番号も詰めてください。

Q 4 - 2 0 様式 2 は、例えば、1 つの項目を 0.5 ページ分記入し、残りの 0.5 ページ分を他の項目にまわして記入することは可能か。

A . 可能です。様式 2 は、5 つの項目について、8 ページ以内で記述していただきますが、項目毎に改ページをする必要はありません。

Q 4 - 2 1 「教育プロジェクト名称」の副題に字数制限はあるか。

A . 特にありませんが、簡潔でわかりやすいものにしてください。ただし、「教育プロジェクト名称」は、必ず 2 0 字以内で記入してください。

Q 4 - 2 2 申請書の製本の方法について教えてください。

A . 申請書は、必ず表裏の両面を使って作成し、それぞれにページを付してください。また、申請書は、左横をのり付け又は 2 カ所をステイプル止めの上、製本テープで製本して見開きの体裁にするとともに、2 穴を開けてください。

なお、作成に当たっては、所定の様式の改変（項目の順番入れ替え等）はできません。

また、提出していただいたファイルは返却いたしませんので、あらかじめ御承知おきください。

Q 4 - 2 3 様式 3「3 事業に係る経費」はどのように記載したらよいのか。

A . 事業に係る経費は、文部科学省ホームページに掲載している本補助金に係る「交付要綱」、「取扱要領」の内容を踏まえ、記載してください。

参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm

Q 4 - 2 4 申請書を郵送する場合、提出期限の消印があればよいのか。

A . 消印有効ではありません。定められた期間内に必着しないもの（提出期間以前に送付されたものも含む）については、受け付けません。郵便事情での遅延は、事故を除き、考慮できませんので、余裕をもって送付してください。

なお、期間内に持参することも可能です。

Q 4 - 2 5 申請書を提出した後、不備が見付かった場合に差し替えをしたいが可能か。

A . 提出された申請書については、差替や訂正は認められません。

Q 4 - 2 6 大学の事情等により、申請書を提出した後、申請を取り下げることは可能か。

A . 申請を取り下げることは可能です。

5 . 面接審査等

Q 5 - 1 面接審査等の連絡は、どのように行われるのか。

A . 仮に面接審査等を行う場合の日時の連絡は、事務担当者に対して電話又は F A X 等で連絡する予定です。

Q 5 - 2 面接審査等の出席者の指定はあるのか。説明資料はどのようなものを使用することが可能か。

A . 申請担当者等、申請書について責任をもって説明できる方に御出席いただきます。詳細は、別途通知します。

6 . その他

Q 6 - 1 申請締切後、「教育プロジェクト名称」も公表されるのか。

A . 申請締切後は、申請大学等名及び教育プロジェクト名も公表する予定です。
また、選定された教育プロジェクトについては、内容についても公表する予定です。

Q 6 - 2 補助金交付上限額（補助金基準額）は、1年ごとか、2年間まとめでの金額か。

A . 補助金交付上限額（補助金基準額）は、1年につき2、000万円となっています。

Q 6 - 3 「事業の上限額（補助事業経費上限額）」と「補助金交付上限額（補助金基準額）」について教えてください。

A . 「事業の上限額（補助事業経費上限額）」とは、教育プロジェクト事業計画全体に係る経費の上限額のことをいいます。また、「補助金交付上限額（補助金基準額）」とは、当該事業の上限額（補助事業経費上限額）のうち、補助金に係る経費の上限額のことをいいます。

申請大学においては、教育プロジェクトの事業計画を、事業の上限額の範囲で任意に設定できます。設定した事業の規模が補助金交付上限額を超える場合、申請大学は、当該事業の規模と補助金交付上限額との差額相当分について自己負担をすることになります。

例えば、3、000万円の事業を予定する場合、2、000万円の補助金が交付されたとしたら、残りの1、000万円は申請大学の自己負担となります。

Q 6 - 4 選定された取組が、他のプログラム又は他の補助金等により補助を受ける場合でも、本補助金から財政支援を受けることは可能か。

A . 選定された取組が、他のプログラム又は他の補助金等により経費措置を受けている場合（予定されている場合を含む）は、本補助金から財政支援を受けることはできません。

Q 6 - 5 選定された取組の実施期間中に、当初（申請時に）予定していなかった組織改編等を行った場合、補助金の受給は継続されるのか。

A . 当初予定していなかった組織改編等を行うことで、補助事業の内容及び経費区分ごとに配分された額が変更されるときは、変更承認申請書を文部科学大臣に提出してください。詳細は、補助金の交付要綱及び取扱要領を参照してください。

また、当初予定していなかった組織改編等を行うことで補助事業の目的が変更してしまう場

合、当該補助事業に係る交付決定の全部又は一部の取消（補助金の返還）なども想定されますので、当該補助事業の実施においては十分留意してください。